別紙様式第七号の次に次の一様式を加える。

（別紙様式第七号）

（単位：百万円、％）

国際様式（表２）の該当番号	国際様式（表１）の該当番号	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額　(1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
1 a	1	貸借対照表における総資産の額		
1 b	3	貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）		
2	7	Tier１資本に係る調整項目の額（△）		
3		オン・バランス資産の額　(イ)		
デリバティブ取引等に関する額　(2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額		
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
6		貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）		
8		清算会員である銀行が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額（△）		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）		
11	4	デリバティブ取引等に関する額　(ロ)		
レポ取引等に関する額　(3)				
12		レポ取引等に関する資産の額		
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）		
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額　(ハ)		
オフ・バランス取引に関する額　(4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額		
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）		
19	6	オフ・バランス取引に関する額　(ニ)		
単体レバレッジ比率　(5)				
20		資本の額　(ホ)		
21	8	総エクスポージャーの額　((イ)＋(ロ)＋(ハ)＋(ニ))　(ヘ)		
22		単体レバレッジ比率　((ホ)／(ヘ))		

（注）

a　「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表１及び表２に記載された番号をいう。

b　単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

d　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率の一部改正）

第二条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「第一条第一項第五号」の下に「及び第六号」を、「連結レバレッジ比率」の下に「及び単体レバレッジ比率」を加える。

目次中「第二章　連結レバレッジ比率（第二条―第九条）」を「第二章　連結レバレッジ比率（第二条―第九条）　第三章　単体レバレッジ比率（第十条―第十七条）」に改める。

第一条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第二十二号とし、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号を削り、第二十八号を第二十四号とし、第二十九号から第四十二号までを四号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

三十九　特別目的会社等　自己資本比率告示第六条第三項に規定する特別目的会社等をいう。

四十　総株主等の議決権　自己資本比率告示第二条に規定する総株主等の議決権をいう。